

松戸市マンション再生等合意形成支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、老朽化したマンションの再生等活動を行おうとする市内に存するマンションの管理組合に対して、その活動に要する費用（以下、「検討活動費」という。）の一部を補助することにより、マンションの良好な居住環境を確保するとともに、市街地環境を向上させることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。

（2） 管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。

（3） 老朽化 築後30年を経過し、かつ、機能や性能が劣化した状態又は安全性若しくは居住性の観点で機能や性能の向上が望ましい状態をいう。

（4） 修繕 老朽化したマンションの外壁の塗り替え、給排水管の取り替え又は防水層の取り替え等を行うことにより、機能や性能を維持回復することをいう。

（5） 改修 老朽化したマンションの手すりやエレベーターを設置するなどバリアフリー化、断熱性の向上を図るなど省エネルギー化又は耐震改修による耐震性能の向上など、新たな機能や性能を付加することをいう。

（6） 建替え マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に定める手続又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下、「区分所有法」という。）に基づく区分所有者の合意により行う老朽化したマンションの建替えをいう。

（7） 再生 修繕、改修又は建替えを行うことをいう。ただし、修繕のみを行うものは除く。

（8） 再生等 再生、敷地分割、敷地売却又は除却することをいう。

（9） 決議等 区分所有法に基づく集会の決議その他管理組合の規約に基づく適切な決定をいう。

（10） 合意形成 再生等の検討の決議等を経てから、再生等の決議等までの間に、管理組合として合意を得ることをいう。

（11） 再生等活動 管理組合が自主的に行う再生等に向けた合意形成に要する活動で次のいずれかに該当するものをいう。

- ア マンションの現状調査に関すること。
- イ 老朽度の判定に関すること。
- ウ 建物の再生方法（修繕、改修、建替えの比較）の検討に関すること。
- エ 居住者の意向調査（アンケート等）に関すること。
- オ 基本構想・事業計画の作成（案の作成を含む。）に関すること。
- カ その他市長の認めるもの。

（補助の内容）

第3条 市長は、市内に存するマンションの管理組合が行う当該年度の再生等活動に対し、予算の範囲内で、検討活動費の2分の1以内で1,000円未満を切り捨てた額かつ300,000円を上限として補助をすることができる。

2 同一の管理組合に補助を行う期間は、通算で5年度を限度とする。

3 前項の規定に関わらず、最後に補助を行った年度から5年度が経過している場合は、補助を行った通算年度は解消する。

（補助の要件）

第4条 補助を受ける管理組合は再生等活動を行うこと及び検討活動費について、決議等がなされていなければならない。

（事前協議書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、あらかじめ事前協議書（第1号様式）又はその電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に次に掲げる書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

（1） 再生等活動計画書（第1号の2様式）

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議書の提出があった場合、事前協議書の内容を審査の上、再生等活動としての適用を決定し、事前協議完了通知書（第2号様式）により管理組合に通知するものとする。

（交付の申請）

第6条 管理組合は、事前協議完了通知書受領後、当該年度にかかる部分について補助金交付申請書（第3号様式）又はその電磁的記録に市長が必要と認める書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出することができる。

2 市長は、受付開始日から先着順で申請を受付するものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により管理組合に通知するものとする。また、適当と認められない場合は、補助金不交付決定通知書（第13号様式）により管理組合に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

（補助事業内容の変更）

第8条 管理組合は、次に掲げる変更が生じ、それによる補助事業の内容に変更が生じるときは事業内容の変更を市長と協議しなければならない。

- （1） 補助の対象となる活動の変更
- （2） 活動期間の大幅な変更
- （3） その他申請内容の大幅な変更

2 管理組合は、補助金の額に変更を生じない場合の変更をしようとするときは、変更届出書（第5号様式）又はその電磁的記録に次に掲げる書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 変更再生等活動計画書（第5号の2様式）
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 管理組合は、補助金の額に変更を生じる場合の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書（第6号様式）又はその電磁的記録に次に掲げる書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。市長は補助金変更交付申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により管理組合に通知するものとする。

- （1） 変更再生等活動計画書（第5号の2様式）
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業の中止）

第9条 管理組合は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに変更（中止）届出書（第5号様式）又はその電磁的記録に市長が必要と認める書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 管理組合は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その

他法令に基づく市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

（完了実績報告）

第11条 管理組合は、補助事業が完了したときは（中止の届出をしたときを含む）、速やかに完了実績報告書（第8号様式）又はその電磁的記録に市長が必要と認める書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第12条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第9号様式）により管理組合に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 管理組合は、前条に掲げる通知を受理した場合は、速やかに補助金請求書（第10号様式）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第11条の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるよう管理組合に命じることができる。

2 市長は、補助金の交付決定の内容や、補助金交付の際の条件に関して、必要があれば適宜調査し、管理組合に報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めた場合は、是正のための措置を講じるよう管理組合に命じることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、管理組合が補助金を他の用途へ流用するなど、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を解消し、補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により管理組合に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに

係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（第 12 号様式）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

（再生等の決議等に係る報告）

第 17 条 補助金の交付決定を受けた年度に、再生等の決議等に至らなかった管理組合は、当該年度を超えて当該決議等を経た場合、速やかに再生等の決議等に係る報告書（第 14 号様式）又はその電磁的記録に市長が必要と認める書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。

2 管理組合（第 11 条の規定により完了実績を報告した際、再生等が完了しているものは除く）は、再生等が完了した場合、速やかに再生等完了報告書（第 15 号様式）又はその電磁的記録に市長が必要と認める書類又はその写しの電磁的記録を添えて市長に提出しなければならない。

（管理組合の保管義務）

第 18 条 管理組合は、その活動に掛かる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を作成し、補助事業の完了後 10 年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。